

令和6年度第5回香川地方最低賃金審議会議事録

令和6年8月6日（火）

高松サポート合同庁舎

7階共用702会議室

出席者	公益代表委員	東、籠池、春日川、柴田、高塚
	労働者代表委員	立石、土田、中村、三屋
	使用者代表委員	井出、奥田、白石、棚次、檜垣

議題（1）香川県最低賃金の改正決定について

（2）その他

○賃金室長

それでは、定刻となりましたので、ただ今から、令和6年度第5回香川地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日はご多忙の中、また大変暑い中、ご出席いただきまして厚くお礼申し上げます。

本日は、廣瀬委員が欠席でございますが、最低賃金審議会令第5条第2項に定める定足数を満たしており、本審議会が成立していることをご報告いたします。

なお、本日は傍聴人としてお一人が傍聴されております。

本日お配りしております資料の確認をお願いいたします。

香川県最低賃金の改正決定に関する報告書(写)

香川県最低賃金の改正決定について(答申)(写)

となっております。

不備はございませんでしょうか。

それでは、柴田会長、議事の進行をお願いいたします。

○柴田会長

それでは、議題1の「香川県最低賃金の改正決定について」に入ります。

本年度の香川県最低賃金の改正につきましては、本日の本審の前に開催しました専門部会において、全会一致の結論をもって局長へ答申することができました。

県最賃の審議におきましては、慎重な審議が行われ、労使双方が互いの立場を理解し、全会一致の結論を出すことができました。

各委員のご尽力に厚く御礼申し上げます。有難うございました。

では、これまでの経過について、事務局の方で、説明をお願いします。

○賃金室長

はい、経過について説明させていただきます。

香川県最低賃金の改正につきましては、会長がおっしゃいましたように、専門部会におきまして、全会一致で結審されました。

そこで、予めご承認をいただいております「専門部会の決議をもって審議会の決議とする」との最低賃金審議会令第6条第5項の適用により、局長へ答申をいただいたところです。

香川県最低賃金の改正決定に関する報告書の写しと答申文の写しを配付しておりますが、内容は同じでございますので答申文について読み上げてご説明いたします。

○賃金指導官

それでは、答申文を読み上げます。

令和6年8月6日

香川労働局長 栗尾保和 殿

香川地方最低賃金審議会会長 柴田潤子

香川県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和6年7月2付け香労発基 0702 第1号をもって

貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので答申する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方に基づき最新のデータにより比較したところ、令和4年10月1日発効の香川県最低賃金（時間額878円）は、令和4年度の香川県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

さらに、当審議会として、消費者物価や労務費コスト等が上昇する中、労務費を含む価格転嫁が十分でないといった企業経営を取り巻く環境を踏まえ、政府の掲げる成長と分配の好循環と賃金と物価の好循環を実現するためにも、政府において中小企業・小規模事業者に対して生産性向上や賃上げにつながるよう、より一層の実効性のある支援策を講じるとともに、取引適正化に向けた適切な価格転嫁への取り組みについても、その強化を強く要望する。

続きまして別紙1

香川県最低賃金

1 適用する地域

香川県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者にかかる最低賃金額

1時間970円

5 この最低賃金において賃金に参入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

別紙2なります。

香川県最低賃金と生活保護との比較について

1 最低賃金

- (1) 件名 香川県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 878 円
- (3) 発効日 令和 4 年 10 月 1 日

2 生活保護

- (1) 比較対象者
18 から 19 歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和 4 年度
- (3) 生活保護水準（令和 4 年度）
生活扶助基準（第 1 類費プラス第 2 類費プラス冬季加算
プラス期末一時扶助費）の香川県内人口加重平均に住宅扶
助の実績値を加えた金額（94,560 円）

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記 1 の（2）に掲げる金額の 1 箇月換算額と上記 2 の（3）
に掲げる金額とを比較すると、香川県最低賃金が下回っている
とは認められなかった。

以上になります。

○賃金室長

それでは、局長より一言ご挨拶申し上げます。

○労働局長

皆様、まずは 2 日に亘りご参集いただき、本当にありがとうございます。
香川県の地域別最低賃金につきましては、今年の 7 月 2 日
に諮問をさせていただきまして以来、本日まで本審で 5 回、専門会
で 5 回のご議論をいただきました。本当にありがとうございます。

そして、本日全会一致をもって、答申を取りまとめていただきま
したことに對しまして、改めて、深く感謝を申し上げます。ありが
とうございます。

今後は、答申を受けまして、所定の手続きを速やかに行っていきたいというふうに考えております。また、併せて、最低賃金引き上げとなるわけでございますので、賃金引き上げに向けた支援につきまして、労働局としても積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。委員の皆様には、今後とも賃金行政に特段のご支援をお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

○柴田会長

それでは、委員の皆様から何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、事務局の方から何かございますでしょうか。

○賃金室長

答申後の事務手続についてご説明させていただきます。

異議申し出の公示は本日、令和6年8月6日となりまして、異議申し出の締切日は令和6年8月21日とさせていただきます。官報公示予定日は令和6年9月2日、発効日につきましては法定どおりで令和6年10月2日。

なお、8月21日までに異議申し出がなされた場合につきましては、翌8月22日木曜日午前10時から本審を開催して、当該異議申し出についてのご審議をいただくこととなりますので、日程の確保をお願いいたします。

異議申し出がなければ、本審は開催いたしません。

この後、事務連絡がありますので、委員の皆様には残っていただくようお願いいたします。以上です。

○柴田会長

それではこれをもちまして、第5回香川地方最低賃金審議会を閉

会といたします。どうも皆様ありがとうございました。

――了――